

文部科学省資料



文部科学省高等教育局医学教育課

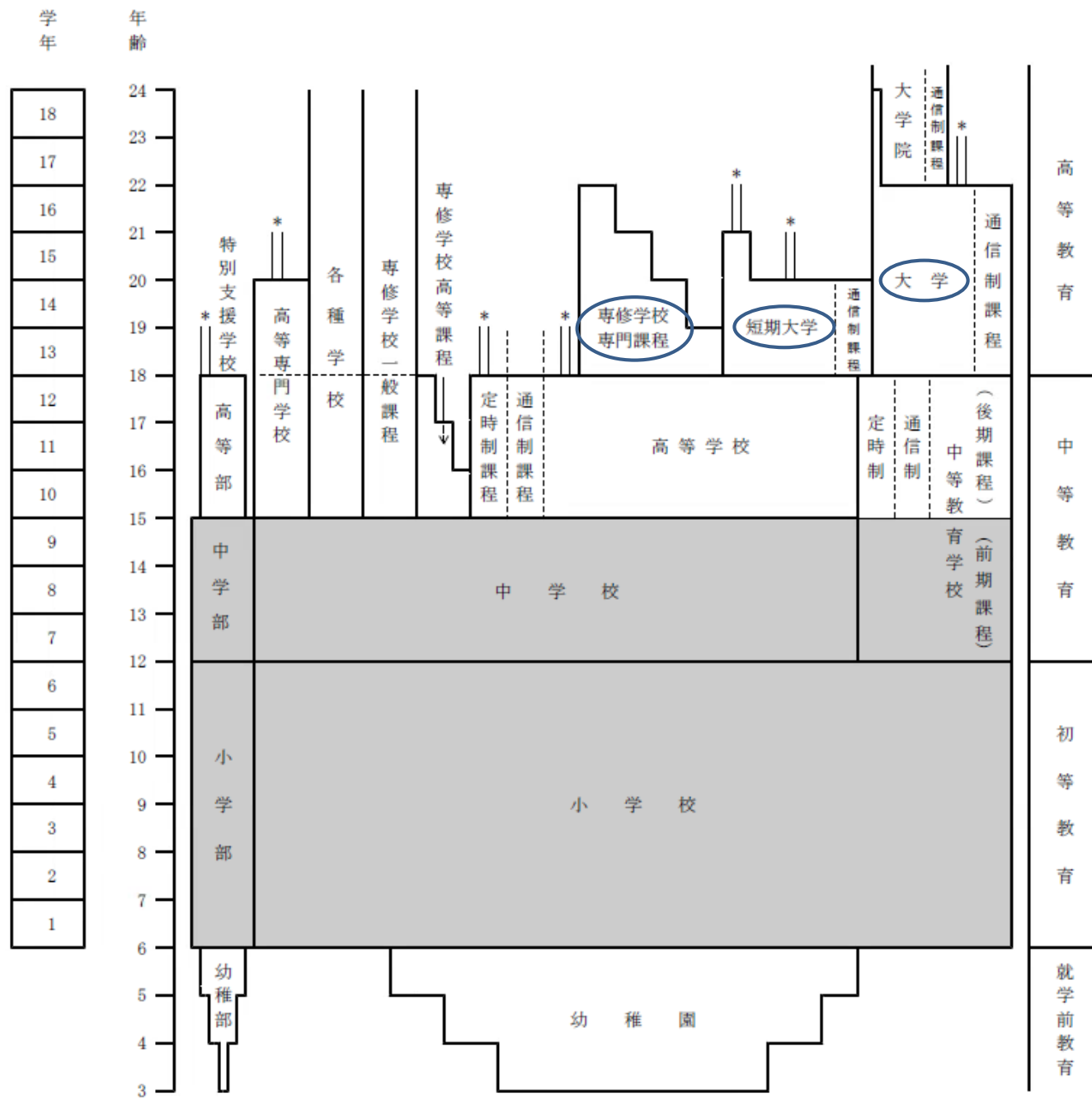


文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

日本の学校系統図



【注】

(1) 部分は義務教育を示す。

(2)*印は専攻科を示す。

(3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

専修学校3つの課程

専修学校には、「高等課程」「専門課程」「一般課程」の3つの課程があり、このうち、歯科技工士養成施設に該当するのは、「専門課程」であり、専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。とされている。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二百二十四条 第一条(※)に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百二十五条 専修学校には、高等課程、**専門課程**又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、**中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者**又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の**専門課程**においては、**高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者**又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第二百二十六条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 **専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。**

(※)学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

各学校種の比較

	大学	短期大学	専修学校(専門課程)
目 的	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行う。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。
	大学(=短期大学含む)は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。		—
修業年限	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・1年以上
学位・称号	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 ・専門士:2年以上、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間(単位制の場合は62単位)以上 等 ・高度専門士:4年以上、課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間(単位制の場合は124単位)以上 等
教育課程	教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。		・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。
	教育課程の編成に当たっては、専門の学芸を授けるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	教育課程の編成に当たっては、専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	・授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

	大学	短期大学	専修学校(専門課程)
単位	・各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 * 講義及び演習:15～30時間 * 実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間) * 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。 ・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる	・各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。 ・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 * 講義及び演習:15～30時間 * 実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) * 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	・単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。 ・専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 * 講義及び演習:15～30時間 * 実験、実習及び実技:30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) * 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。 ・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 ※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。
教員組織	[教員組織] ・大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 [授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる	[教員組織] ・短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 [授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる	・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。 ・専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置く ・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない ・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。 ※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

	大学	短期大学	専修学校(専門課程)
教員資格 (主なもの)	[教授の資格] 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 - 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 - 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 - 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 - 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 - 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 - 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	[教授の資格] 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 - 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 - 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 - 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 - 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実地的な技術の修得を主とする分野にあつては実地的な技術に秀でていると認められる者 - 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 - 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 - 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	[教員の資格] 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 - 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 - 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 - 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 - 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者 - 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 - 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

	大学	短期大学	専修学校(専門課程)
教員数 (注1) (収容定員200人の ケース) (注2)	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)～ 21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可) 以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係等)～11人(教育学、保育学、体育 関係等) 以上	6人以上
校地 (収容定員200人の ケース)	2, 000㎡	2, 000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地
校舎 (収容定員200人の ケース) (注2)	2, 644㎡～5, 289㎡ 以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積を含まない。	1, 900㎡～2, 500㎡ 以上 ※講堂、寄宿舎、附属施設等の面積を含まない	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～ 740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉) 以上
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の設備	○		△ (・専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他 必要な施設の用地を備えなければならない。 ・専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、 教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事 務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。 ・なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるもの とする。 ・目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなけ ればならない。)
設置認可	文部科学大臣による認可		・市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教 育委員会 ・私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可 (国公立を除く)
設置者の要件	・国 ・地方公共団体 ・学校法人		・国 ・地方公共団体 ・経営に必要な経済的基礎を有すること ・設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること ・設置者が社会的信望を有すること

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。

(注2)短期大学については、入学定員100人のケース。

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

高度な
実践力

+ 創造力

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材
理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材
【例】
【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [＊印]

1. 目的等

①機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ ＊ 実習等の強化(卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等) ＊ 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ ＊ 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2. 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ ＊ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ ＊ 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3. 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

専門職大学・専門職短期大学



制度設計

- 【教育内容】
 - ・ 「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・ 実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等)
- 【教 員】
 - ・ 実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
 - ※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】
 - ・ 社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
 - ※ 社会人も学びやすい柔軟な履修形態
 - ※ 短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】
 - ・ 4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
 - ※ 4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学 位】
 - ・ 4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
 - ・ 2・3年制修了者、4年制の前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与
- 【学部等設置】
 - ・ 大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化